

静岡都市計画 土地区画整理事業の決定（静岡市決定）

静岡都市計画宮川・水上土地区画整理事業を次のように決定する。

| | | | | |
|---------|---|--|---------------|-------------------------------|
| 名 称 | 宮川・水上土地区画整理事業 | | | |
| 面 積 | 約 47.1ha | | | |
| 公共施設の配置 | 道 路 | 種 別 | 名 称 | これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。 |
| | | 幹線道路 | 3・5・121 片山宮川線 | |
| | | 幹線道路 | 3・2・5 広野大谷線 | |
| | <p>上記都市計画道路を骨格とし、産業系及び住宅系土地利用として適正な街区を形成するよう区画道路を適宜配置する。</p> <p>産業系土地利用は幅員8.0mを標準に配置し、交通の集中が予測される区画道路は、幅員12.0mとする。また、住宅系土地利用は既存道路との接続等を考慮し、幅員6.0mを標準とした区画道路を適宜配置する。</p> | | | |
| | 公 園 及び緑地 | 地区内の憩いの場及び避難地として公園を1箇所配置し、総面積は施行区域の3%以上を確保する。 | | |
| | その他の 公共施設 | 排水施設は、地区外への雨水流出を抑制するための調整池を設けるとともに、適切な排水路を設ける。 | | |
| 宅地の整備 | 都市計画道路3・4・23 下大谷線沿いを住宅系土地利用とし、他を産業系土地利用とする。 | | | |

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

宮川・水上地区において、面整備により土地利用の適正化と秩序ある街づくりを推進し、良好な都市環境を有する産業地及び住宅地の形成を図るため、本案のとおり決定する。

決 定 理 由

宮川・水上地区を含む大谷・小鹿地区は、JR 静岡駅から南東約 3 k m に位置する、市街化区域に囲まれた中抜き市街化調整区域である。地区内では、東名高速道路日本平久能山スマートインターチェンジが令和元年 9 月 14 日に供用開始されたことから、道路交通環境が飛躍的に向上し、交通利便性を活かした産業、交流の振興を図ることで市全体の発展につながる重要な役割を果たすことが期待されるため、早期にふさわしい適切な土地利用への転換が必要となっている。

静岡都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、土地区画整理事業等の市街化誘導手法により、整備の見通しが明らかになった段階で、農林業等との調整を行った後、市街化区域に編入することとし、また、第 3 次静岡市総合計画及び静岡市都市計画マスタープランでは、本地区における産業系土地利用及び交流拠点整備を重要プロジェクトとして推進することを位置づけている。

都市的土地利用の実現性を高めるとともに整備効果の早期実現を図るため、大谷・小鹿地区（約 125ha）を 4 つの区域に区分し、段階的に市街化区域への編入を進めている。平成 29 年 11 月に市街化区域に編入し、既に整備が開始されている恩田原・片山地区（東名高速道路北側：39.7 ha）の整備波及効果を最大限に活かすとともに、連鎖的に宮川・水上地区（東名高速道路南側：56.2 ha）を市街化区域に編入し、大谷・小鹿地区の都市的土地利用への転換を推進する。

このことから、本地区における区域区分の変更に合わせ、土地区画整理事業による計画的かつ良好な市街地の一体的な整備を行い、将来計画に整合した土地利用を実現するため、本案のとおり決定する。

静岡都市計画土地区画整理事業の決定 (静岡市決定)

第 2 号議案附図

No. 2

拡大図

